

## 太田市D X推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者に対して、業務の効率化を促進することを目的とした太田市D X推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者（個人事業主を除く。）であること。
- (2) 市内に事業所及び工場を有する者
- (3) 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定める大分類E－製造業を主たる事業として営む者
- (4) 当該補助金申請時の直近事業年度の決算書を提出できること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でないこと。

### (交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、市内の事業所や工場で行われる、業務効率化や課題解決としてD Xに取り組む事業であって、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 市内の事業所や工場での管理、使用を目的とすること。
- (2) 同一の事業計画で国、県、市、民間団体等からの補助を受けていないこと。
- (3) 補助対象経費が10万円（税抜き）以上であること。
- (4) 中古設備でないこと。
- (5) 既存設備等の撤去等に係る経費でないこと。
- (6) 単なるインターネット環境等の構築やパソコン等の購入でないこと。
- (7) 市内に本店又は支店を有する事業者（以下「市内業者」という。）への発注であること。ただし、次のいずれかに該当する場合はその限りではない。
  - ア 市内業者では対応できないソフトウェアの開発等
  - イ 市内業者では取り扱いのない設備等の導入

### (補助金の額)

第4条 補助金の交付回数は、交付対象者につき1回限りとする。

2 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は補助対象経費（消費税相当額を除く。）の3分の1以内（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太田市DX推進補助金申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、その他申請に必要な書類を添付して、市長が別に定める期間（以下「申込期間」という。）中に市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、申込期間の最終日の当日消印有効とする。ただし、申込期間内に申請されたものについて次条に規定する審査及び現地調査を行い、交付の対象と認められる案件の補助金の額の合計が予算の範囲内を超えた場合は抽選とする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定をした場合、太田市DX推進補助金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査及び現地調査等の結果、補助金の交付を行わないことを決定したときは、太田市DX推進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（補助金の変更申請）

第7条 申請者は、補助事業について変更があった場合、速やかに太田市DX推進補助金変更等承認申請書（様式第4号）（以下「変更等承認申請書」という。）に必要事項を記入し、提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する変更等承認申請書の提出があったときは、当該変更等承認申請書の審査を行い、太田市DX推進補助金変更承認決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

（補助事業の完了）

第8条 申請者は、交付決定後30日以内又は市長が定める期日までに事業を完了し、補助事業完了後30日以内に、太田市DX推進補助金実績報告書（様式第6号）に必要事項を記入し、その他必要な書類を添付し提出する。この際、補助金の交付は、請求書により指定された振込先の金融機関の口座へ振り込む方法により行う。

（不当利得の返還）

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者がある

と認めるときは、その決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年10月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

(表)

太田市DX推進補助金申請書

年　月　日

(宛先) 太田市長

太田市DX推進補助金の交付を受けたいので、太田市DX推進補助金要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 申請者情報等

本社所在地	〒
名称	
代表者	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	@
資本金／従業員数	円／人
導入機器等設置場所	〒 太田市

2. 補助事業の目的及び内容

補助事業の目的及び内容	
現状課題 又は 成果（導入済みの場合）	
導入前作業時間	
導入後（予定）作業時間	

(裏)

3. 導入予定機器の種類及び期間

機器名／型式	導入予定期間

4. 導入(予定)経費

補助対象経費	(税抜き)	円(A)
(A) × 1/3 (1,000 円未満切り捨て)		円(B)
補助金額 (50 万円又は(B)のいずれか低い方		_____円

確認

- 私は、暴力団でないことを宣誓します。また、暴力団の利益となる使用を制限するため、次のことについて同意します。(同意する場合は、□にチェック)
- (1) 暴力団による使用であるか否かを確認する必要があるときは、所轄の警察署へ照会すること。
- (2) 暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、交付決定が取り消されること。この場合において、既に補助金が交付されているときは、これを返還すること。
- 市税の滞納はありません (市が審査のため税情報の照合を行うことに合意します。)

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

太田市長

印

太田市DX推進補助金決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました標記補助金について、太田市DX推進補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知いたします。

記

1 交付金額 金 円

備考

- ・補助事業等の内容変更又は中止をする場合には、速やかに太田市DX推進補助金変更等承認申請書（様式第4号）を提出すること。
- ・交付決定後30日以内又は市長が定める期日までに事業を完了し、補助事業完了後30日以内に太田市DX推進補助金実績報告書（様式第6号）を提出すること。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

太田市長

印

太田市DX推進補助金不交付決定通知書

太田市DX推進補助金について、審査の結果、下記のとおり不交付となりました。

記

不交付理由

様式第4号（第7条関係）

年　月　日

（宛先）太田市長

補助事業者　所在地

名　称

役職名

代表者名

太田市DX推進補助金変更等承認申請書

年　月　日付け産政第　　号により交付決定のあった令和7年度太田市DX推進補助金の申請内容を変更したいので、太田市DX推進補助金要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　変更内容

（1）変更前

（2）変更後

2　変更の理由

3　添付書類

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

太田市長

印

太田市DX推進補助金変更等承認決定通知書

年 月 日付け産政第 号で交付決定を行ない、 年 月 日付  
で変更等承認申請のあった、令和7年度太田市DX推進補助金については、太田市DX推進  
補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定により、下記のとおり交付に  
ついて、変更決定したので通知します。

記

1 太田市DX推進補助金の変更交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び  
その内容は、 年 月 日付け変更等承認申請のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費（税抜き）	金	円（△）	円）
補助金の額	金	円（△）	円）

※補助金の額の確定は、補助対象経費に1/3を乗じて得た額（千円未満切捨て）と交付  
決定額のいずれか低い方の額とする。

様式第6号（第8条関係）

年　　月　　日

(宛先)太田市長

申請者　所在地  
名　称  
代表者

太田市DX推進補助金実績報告書

令和　年　月　日付け産政第　　号により交付決定を受けた令和7年度太田市DX  
推進補助金の事業実績について、下記のとおり報告します。

導入機器	
交付決定額	
補助対象経費	円（税抜き）
補助金額	_____円 ※補助金額は、交付決定額又は補助対象経費×1/3 のいずれか低い額
導入により期待できる 効果や成果など	